３３　南海トラフ地震対策等の推進について

（財務省、内閣府、国土交通省）

①基幹的広域防災拠点の整備について

【内容】

(1)　基幹的広域防災拠点のうち、海上輸送を担う「名古屋港」については、国において早急に整備を進めること。

(2)　基幹的広域防災拠点のうち、航空輸送と陸上輸送を結節する「名古屋空港」については、県事業として早急に整備し、中部圏の救急・救助、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点としても貢献できるよう取り組んでいることから、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に位置付けるとともに、事業を遂行するために、十分な防災・安全交付金の確保や、新たな交付金の創設など格段の財政支援を行うこと。

（背景）

○　南海トラフ地震の発生リスクが高まる中、早急に県土全体の災害対応力の強化を図る必要がある。このため、中部圏広域防災ネットワーク整備計画（中部地方整備局）に位置づけられた三つの基幹的広域防災拠点のうち、「名古屋港」について、政府現地対策本部の設置に必要な施設整備がなされた「名古屋市三の丸地区」と同様、国において基幹的広域防災拠点として早急に整備する必要がある。

○　また、空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港」（豊山町青山地区）については、県事業として早急に整備し、同時に中部圏の救急・救助、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点としても貢献することができるよう取り組むこととした。

○　このため、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に位置付け、整備の進捗に応じた活用を検討する必要がある。

○　また、支援物資エリア、支援部隊エリアとなる防災公園の整備を進めるため、十分な防災・安全交付金の確保や、新たな交付金の創設などによる格段の財政支援が必要である。

（当初要望額に対する内示率：2026 年度 58.4%、2025 年度 72.0%、2024 年度 96.0%）

（　参　考　）

◇『愛知県基幹的広域防災拠点』の整備について

〈防災拠点の概要〉

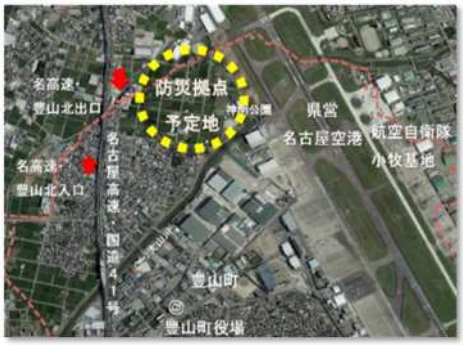
・災害時における拠点指揮運用機能を確保するとともに、緊急消防援助隊、自衛隊等のベースキャンプ用地や、支援物資の受け入れ、県内全域の供給に必要な物資ターミナルを設けることにより県内全域の災害応急活動を後方支援する機能を確保する。

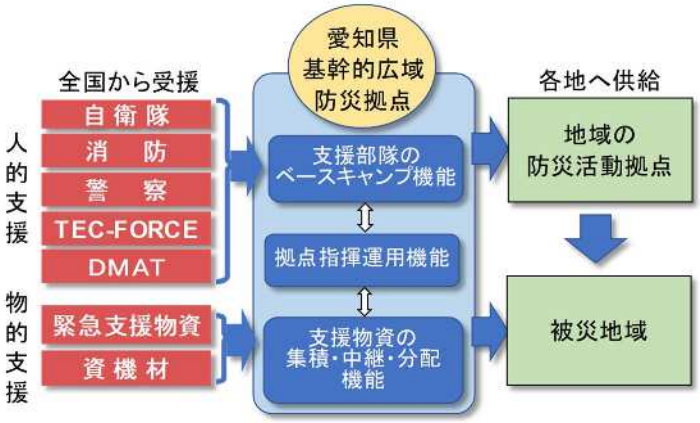
・平常時は消防学校と公園として利用する。消防学校では、消防職員等育成の他、地域の防災教育・人材育成等に活用し、公園では、運動施設等の他、イベント開催、防災ビジネス等に活用する。

〈計画地の概要〉

・整備場所：豊山町青山地区

・規　　模：防災拠点区域 19.2ha

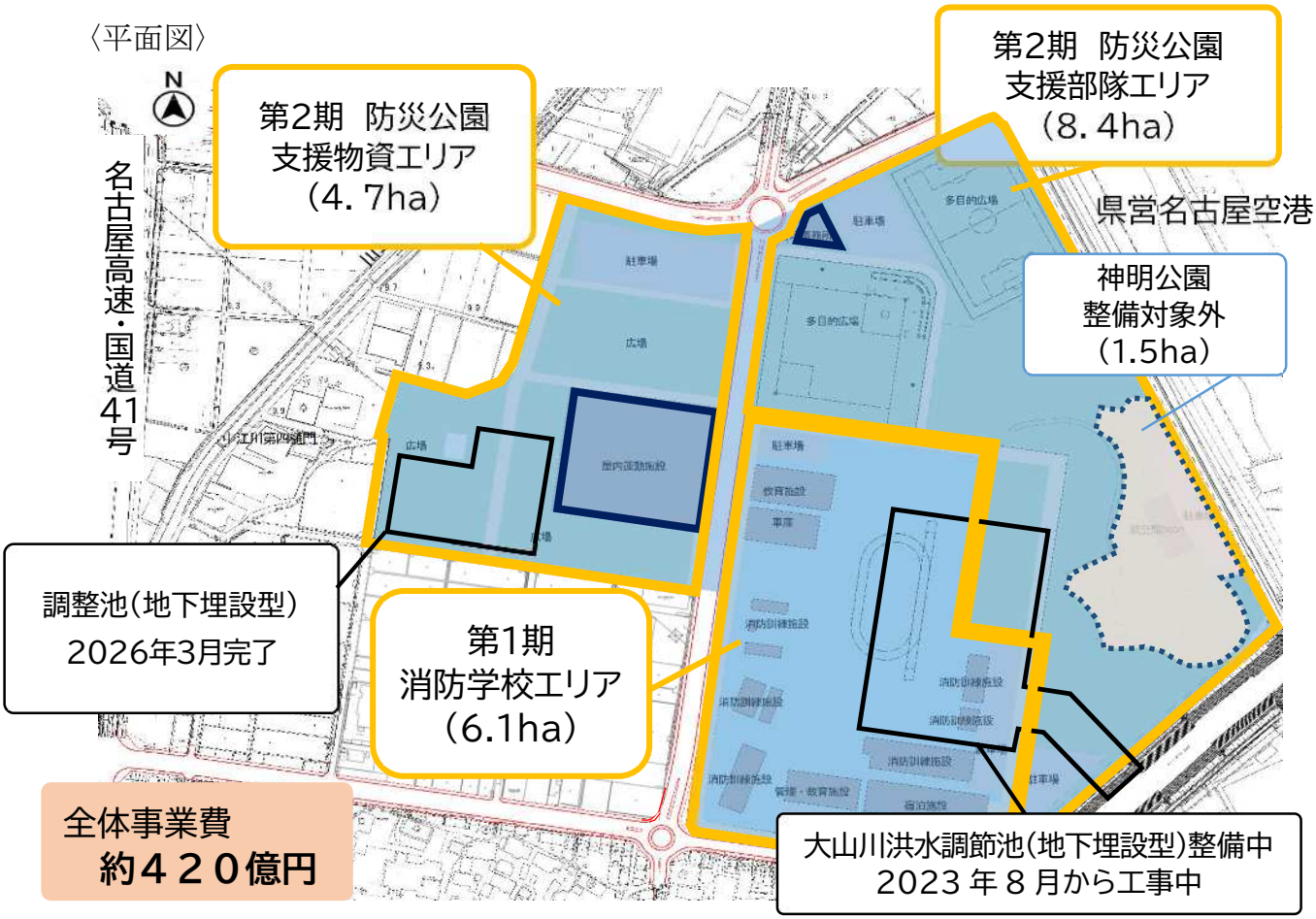




〈機能〉

拠点機能	内　　容
本部機能	・被災地の情報収集、連絡調整 ・応急復旧活動の指揮
被災地上空の安全確保	・被災地上空のヘリコプター統制
海外緊急物資・人員の受け入れ	・海外からの緊急物資の情報集約 ・救援部隊への配送地域調整
緊急輸送物資の中継地点	・救援物資の集積・中継・配送
水・食料等の備蓄	・本部機能、災害医療用、被災者用物資等の備蓄
活動要員のベースキャンプ	・警察、消防、自衛隊等のベースキャンプ用地 ・防災ボランティアのベースキャンプ用地
医療体制の支援	・重篤者の搬送手段の確保 ・トリアージ等資機材の備蓄

〈平面図〉



３３　南海トラフ地震対策等の推進について

（財務省、内閣官房、内閣府、警察庁、農林水産省、国土交通省）

②ゼロメートル地帯の災害対策の推進について

【内容】

(1)　これまで進めてきた河川・海岸堤防の耐震化や河口排水機場の改築などのハード対策が着実に効果を発揮していることを踏まえ、ゼロメートル地帯における直轄河川堤防の地震・津波、高潮対策を一層推進するとともに、防災・安全交付金や農山漁村地域整備交付金など、必要な予算・財源を例年以上の規模で確保し、県管理の河川・海岸堤防や排水機場などの地震・津波、高潮対策を一層促進すること。なお、「第１次国土強靱化実施中期計画」に基づく防災・減災・老朽化対策を含む国土強靱化の取組を切れ目なく強力に推進するため、恒常的な施策として当初予算で措置した上で、原油高や物価高、賃金水準の上昇等を適切に反映すること。さらに、危機管理投資による強い経済の実現の観点を踏まえ、通常の歳出とは別に、「強く豊かな日本」投資枠の中で、上限を設けることなく必要十分な予算・財源を確保すること。

(2)　ゼロメートル地帯において、浸水からの避難対策を強化・推進するため、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に準じた特段の財政措置を講ずること。

(3)　ゼロメートル地帯において、沿岸部の高い場所にある道路区域の活用については、直轄国道での避難場所の整備と併せ、高速道路においても整備が進むよう財政支援の強化や、避難者や通行車両の安全確保などの課題への対策を講ずること。

（背景）

○　愛知県には、日本最大のゼロメートル地帯である濃尾平野等、広大なゼロメートル地帯が広がっており、河川や海岸の堤防等が被災した場合には、広範囲が浸水するとともに、自然には排水されないことから長期的に湛水するおそれがある。

○　愛知県南海トラフ地震被害予測調査（2026.6 公表）の過去地震最大モデルによる被害予測においては、これまで進めてきた河川・海岸堤防の耐震化や河口排水機場の改築などのハード対策により、浸水面積及び浸水深の大幅な減少が確認された。

○　一方、理論上最大モデルの被害予測では、堤防等の被災を前提とした結果、国の被害想定（2025.3 公表）を上回る広い範囲が浸水し、特にゼロメートル地帯では、河川や海岸付近で地震発生直後から浸水が始まるところがあると想定されており、最悪のケース

では、死者数約 27,000 人のうち浸水・津波による死者が約 14,000 人とされた。

○　また、水防法の改正を受け、2021 年 6 月に三河湾・伊勢湾沿岸（愛知県区間）を水位周知海岸に指定するとともに、71,000ha を超える区域を高潮浸水想定区域として指定した。

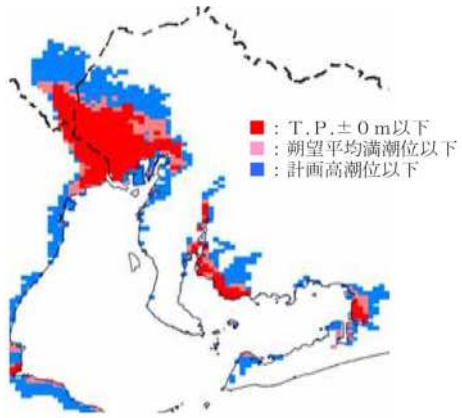
○　本県においては、愛知県地域強靭化計画や河川整備計画、海岸保全基本計画に河川・海岸堤防や排水機場等の耐震対策及び高潮対策を位置付け、事業を推進している。

○　加えて、広大な地域が浸水した場合を想定し、新たな避難場所の確保や災害応急対策活動を実施するための防災活動拠点の整備に取り組んでいる。

○　住民の早急な避難行動を支援するための、高台道路の緊急避難場所としての活用について、直轄国道では国主体の避難場所の整備が進むものの、高速道路は市町村負担が伴うために整備が進んでいない。加えて、災害時には、高速道路への避難者の立入りが想定されるが、安全確保策が確立されていない。

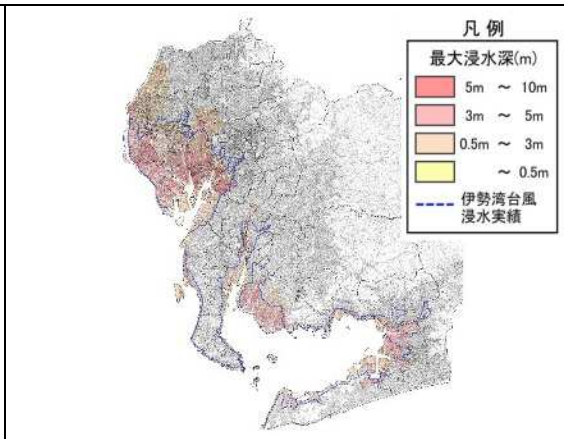
（　参　考　）

◇ 愛知県周辺のゼロメートル地帯



ゼロメートル地帯の高潮対策検討会資料
（国土交通省作成・2005 年 10 月公表）

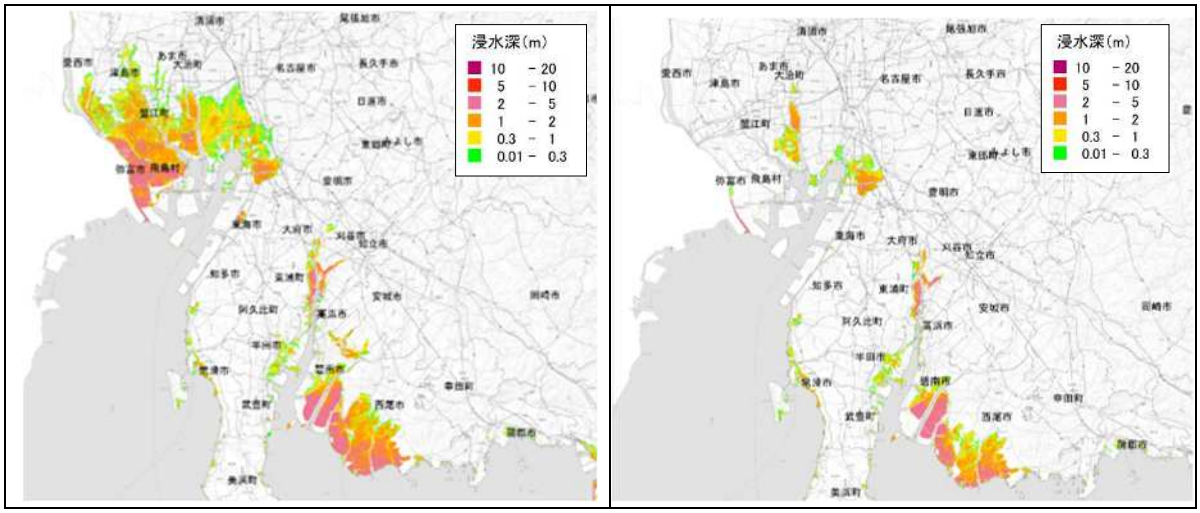
◇高潮浸水想定



愛知県高潮浸水想定区域図
（愛知県作成・2021 年 6 月公表）

◇ 南海トラフ地震被害予測調査（2026 年 6 月）

【浸水想定域：過去地震最大モデル】



（左）平成 23 年度～25 年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（愛知県作成・2014 年 5 月公表）
（右）2024 年度～2025 年度愛知県南海トラフ地震被害予測調査（愛知県作成・2026 年 6 月公表）

３３　南海トラフ地震対策等の推進について

（財務省、内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

③地域強靱化対策、耐震化の促進等について

【内容】

(1)　防災庁の地方機関である防災局については、大規模災害を見据え、国を挙げてさらなる強靱化の推進を図るべく、愛知・名古屋に設置すること。

(2)　愛知県地域強靱化計画に位置付けた直轄事業を推進するとともに、県事業等の促進を図るため、「第１次国土強靱化実施中期計画」に基づく防災・減災・老朽化対策を含む国土強靱化の取組を、恒常的な施策として当初予算で措置した上で、原油高や物価高、賃金水準の上昇等を適切に反映すること。また、危機管理投資による強い経済の実現の観点を踏まえ、通常の歳出とは別に、「強く豊かな日本」投資枠の中で、上限を設けることなく必要十分な予算・財源を確保すること。

(3)　「無線システム普及支援事業費等補助金（携帯電話基地局強靱化対策事業）」による携帯電話基地局の強靱化対策をより一層加速するため、地方自治体の負担分について地方財政措置を講じ、地方の負担軽減を図ること。

(4)　避難所の運営や被災者台帳の作成、建物の被害認定調査など、災害対応に係るシステムの標準化と財政支援の充実を図ること。その上で、都道府県域を越えた情報共有を行う広域データベースシステムを国が導入すること。

(5)　国の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）について、災害時の双方向による情報収集・共有に資する実効性のあるシステムとして運用できるよう、国が収集した全ての情報が自治体や関係機関に提供される体制を早期に確立すること。

(6)　近年、激甚化・頻発化している風水害時の帰宅困難者対策について、様々な事例による帰宅困難者の発生状況を検証し、その対応策を講じること。また、地方自治体が行う一時滞在施設の確保に向けた取組に対し、必要な財政的支援を行うこと。

(7)　地震・津波被害の軽減のため、中部地域における活断層の長期評価などの調査・研究を早急に進めること。

(8)　災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行えるよう、国有地等公有財産の活用などによる災害廃棄物の仮置場や仮設処理施設用地の確保、廃棄物処理に関する規制の見直しなど法制度の更なる拡充を図るとともに、国・地方自治体・事業者による広域的な災害廃棄物処理体制の整備を進めること。

(9)　亜炭鉱跡に対する防災事業として、亜炭鉱跡の実態を把握するための調査及びそれに伴い必要となる充填工事を一体的に行う事業を実施すること。

(10)　災害が発生した際の中小企業関係の被害状況報告については、各商工会議所・商工会が被災企業の状況を調査し、都道府県が取りまとめ、地方経済産業局へ報告しているが、デジタル化により、これらの調査・報告を迅速・円滑に行うことができる全国統一システムの導入を早期に行うこと。

（背景）

○ 国において、徹底的な事前防災を推進するとともに、発災時から復旧・復興まで一貫して災害対策を指揮するための組織として本年 11 月に防災庁が設置され、今後、その地方機関である防災局が設置されることとなっている。南海トラフ地震等の大規模災害発生時に、防災庁が当地域で災害対応の司令塔機能を充分に発揮するためには、国の出先機関が集積し、発災時の政府現地対策本部が設置される三の丸地域を中心に、当地域への防災局の設置が求められる。このことは、首都直下地震等に際して、首都圏をバックアップする機能の確保にもつながる。

○ また、愛知・名古屋を中核とした当地域では、名古屋市・名古屋大学の三者により、「あいち・なごや強靱化共創センター」を設置し、産業界の参画も得て、産学官による戦略的な強靱化の取組を推進している。今後は防災庁との連携を密にした上で、さらなる地域の強靱化を図っていく必要がある。

○ 国が示した南海トラフ巨大地震の被害想定では、最大で全国の死者数が約 29.8 万人、経済被害・影響額が約 292.3 兆円となる等、この巨大災害は国民生活・経済活動に深刻な影響が生じるものであり、国土の強靱化において最大の課題である。本県においては、地域特性や被害予測調査結果等を踏まえて2015年8月に国土強靱化地域計画（「愛知県地域強靱化計画」（2025年3月改定））を策定したところだが、国においては国土全体の強靱化を的確に推進するため、直轄事業の実施や県等が取り組むハード・ソフト対策への財政措置等を行う必要がある。

○ 特に、学校等の教育施設、上下水道・工業用水道・道路・農業水利施設などの公共構造物、防災拠点となる市町村庁舎等の施設、県民が利用する公的施設や民間住宅・民間建築物の耐震化、市街地の防災機能を高める土地区画整理事業、狭あい道路の解消、広域避難場所等となる都市公園の整備促進、無電柱化推進計画に基づく無電柱化の促進、リニア中央新幹線や広域道路ネットワーク等の着実な整備による基幹的広域交通の代替性・多重性の確保が重要である。

○ 2025 年 5 月に「無線システム普及支援事業費等補助金」に携帯電話基地局強靱化対策事業が創設された。この補助金の国庫補助率は 4 分の 3 となっているが、国から示されている基地局1か所あたりの事業費は携帯事業者 4 キャリア分で 80,000 千円と見込まれており、事業推進に向けて地方自治体における負担が大きなものとなっている（1 か所あたり 20,000 千円）。

○ 2025 年 7 月に施行された改正災害対策基本法において被災者支援へのデジタル技術の活用が規定され、また、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進など、広域避難の円滑化に係る措置が規定された。令和6年能登半島地震における広域避難の被災者情報の把握・共有に係る課題も踏まえた都道府県域を越える広域避難への対応が必要である。

○ 国の新総合防災情報システム（以下「SOBO-WEB」）が 2024 年 4 月から運用開始されたことを受け、愛知県では県が運用する愛知県防災情報システムを改修し、県から SOBO-WEB へ災害情報を送信できる体制を整えた。一方で、国から県への情報の送信については、県側の体制を整備したものの SOBO－WEB 側から県への情報が全ては発信されておらず、災害時に双方向による情報共有ができる状況となっていない。

○ 令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨では、鉄道各社の運休により名古屋市内を中心に発生した多くの帰宅困難者への対応が必要となったが、内閣府「災害発生時における大規模な帰宅困難者等の発生への対応に関するガイドライン」では、風水害時における具体的対応は示されていない。また、地方自治体が一時滞在施設の確保を進めるためには、国による十分な財政支援が必要である。

○ 政府の地震調査研究推進本部で各地域の活断層の長期評価が公表されているが、「中部地域の活断層の長期評価」等の調査・研究についても早急に進める必要がある。

○ 南海トラフ地震の発生が予想される中、亜炭採掘跡の実態調査や予防的充填工事は住民の安全のために必要であるが、巨額な費用が必要となり、資金面での国の支援は不可欠で、愛知県市長会から継続的な支援要請がある。

○ 発災時の商工被害把握は、激甚災害の指定に活用するため、国から被災都道府県に対し発災後数日間での調査・報告が求められている。現在は商工会議所・商工会が電話や現地訪問等により個別に被害額等を確認しているが、発災時の調査負担の軽減に向けてデジタルを活用した調査システムの導入要望が多数寄せられているため、本県提案にて全国知事会を通じて国へ提言している。

３４　社会インフラの老朽化対策について

（財務省、内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

【内容】

(1)　2025 年 1 月の埼玉県八潮市の道路陥没事故や、2022 年 5 月の本県での明治用水頭首工の漏水事故など老朽化に起因する重大事故の発生を未然に防ぐための対策・支援を確実に行うこと。なお、「第 1 次国土強靱化実施中期計画」に基づき、激甚化・頻発化する気象災害も踏まえた、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の取組を恒常的な施策として、切れ目なく強力に推進するため、原油高や物価高、賃金水準の上昇等を適切に反映し、また、危機管理投資による強い経済の実現の観点を踏まえ、通常の歳出とは別に、「強く豊かな日本」投資枠として、上限を設けることなく必要十分な予算・財源を確保すること。また、公共施設等適正管理推進事業債に係る地方財政措置の延長などの財政支援の充実を図ること。

(2)　膨大な社会インフラを管理する地方の負担軽減のため、コスト縮減、作業の効率化等に資する新技術の開発及び新たな知見の技術指針への反映など、技術的支援を強化すること。

（背景）

○　我が国においては、戦後の復興期から高度経済成長期にかけて、庁舎、学校、公営住宅、病院等の公共施設（建築物）や空港、都市公園、道路、河川、海岸、砂防、港湾、漁港、上下水道、工業用水道、農業水利施設等のインフラ資産が集中的に整備されたが、これらの施設の老朽化が急速に進んでいる。

○　2025 年 1 月に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故や、本県で 2022 年 5 月に発生した明治用水頭首工での大規模な漏水事故では、第三者や周辺社会に多大な影響を及ぼすこととなり、改めて社会インフラの機能保全の重要性を認識した。

○　本県では、施設の老朽化対策を軸とした利活用最適化の基本方針である「愛知県公共施設等総合管理計画」を 2015 年 3 月に策定（2022 年 3 月改訂）し、計画的に必要な対策を講じていくこととしている。

○　この計画に基づき、予防保全型の維持管理に移行しても、現在の規模を上回る予算が必要となる状況であることから、個別施設計画に基づく点検・診断、修繕・更新、集約化等への財政措置など、国からの継続的な支援が不可欠であり、2025 年 6 月に策定された国土強靱化実施中期計画に基づく取組を加速させる必要がある。

○　また、地方が適正な水準の下でメンテナンスサイクルを推進するためには、膨大な数の社会インフラの点検・診断、修繕・更新、集約化等を確実に行うことが求められているが、維持管理費用の増大、技術者の不足等が課題となっており、さらなるコスト縮減や作業の効率化等に資する新技術の開発が不可欠である。

そのためには、全国的な点検・診断結果を集約して得られる新しい知見等を各種技術指針へ反映するなど、引き続き、技術的支援が必要である。

（　参　考　）

◇愛知県公共施設等総合管理計画(2022 年 3 月改定)

○事業用資産（建物）の維持・更新費用（30年間試算）

事後保全型		予防保全型
1兆9,412億円（647億円／年）	効果額：△6,687億円（△223億円／年）	1兆2,725億円（424億円／年）
予防保全型を導入し、築35年で大規模改修を行うことによって、建物の基本性能が回復し、65年程度まで長寿命化することで、財政負担が軽減・平準化するものの、現在の予算規模（410億円／年）を上回る。		

○インフラ資産（工作物及び建物）の維持・更新費用（30年間試算）

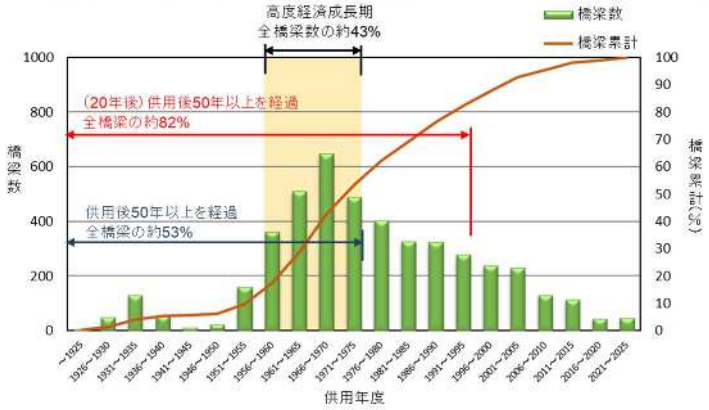
事後保全型		予防保全型
2兆8,328億円（944億円／年）	効果額：△5,238億円（△175億円／年）	2兆3,090億円（770億円／年）
予防保全型の場合、計画的な維持管理・更新により施設の長寿命化が図られ、更新費等が圧縮されるものの、現在の予算規模（713億円／年）を上回る。		

◇下水道管路の全国特別重点調査

（2026 年 4 月 21 日結果公表）



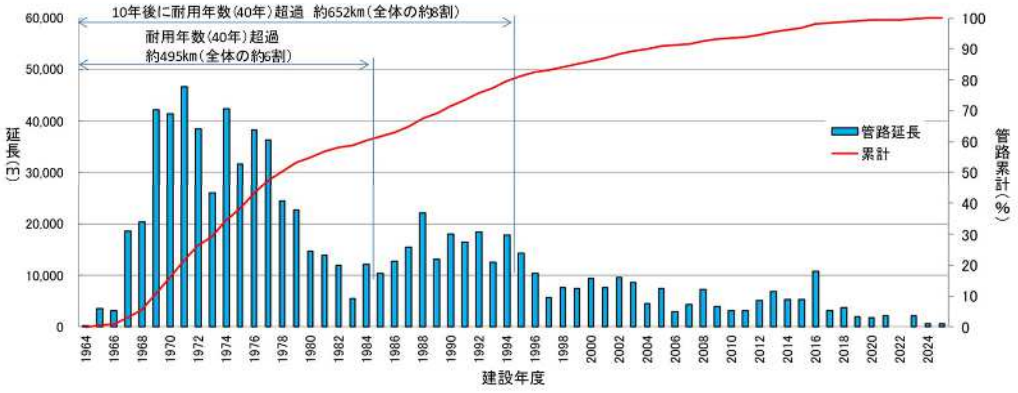
◇橋梁の老朽化状況（愛知県橋梁）



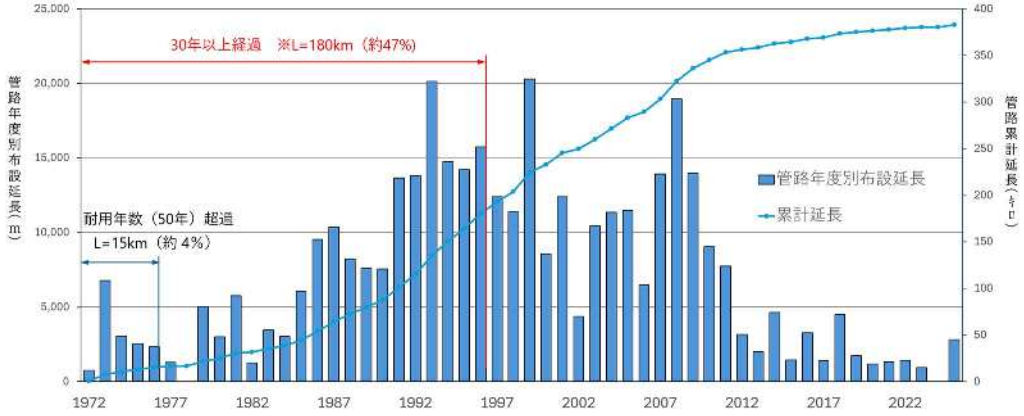
◇河川施設（排水機場・水門等）の老朽化状況



◇県営水道の竣工年度別管路延長（愛知県）



◇県流域下水道の供用年度別管路延長（愛知県）



※ 布設後 30 年を経過すると陥没箇所数が急増

３５　治水・利水対策の推進について

（財務省、総務省、国土交通省）

【内容】

(1)　「第１次国土強靱化実施中期計画」に基づく防災・減災・老朽化対策を含む国土強靱化の取組を恒常的な施策として、切れ目なく強力に推進するため、原油高や物価高、賃金水準の上昇等を適切に反映し、また、危機管理投資による強い経済の実現の観点を踏まえ、通常の歳出とは別に、「強く豊かな日本」投資枠として、上限を設けることなく必要十分な予算・財源を確保すること。

(2)　流域治水、渇水対策としての水資源管理、全国初となる県と市町村による「上下水道一本化」など、流域として総合的に水管理を行う取組に対する支援を強化すること。

＜治水対策＞

(3)　水害から県民の生命・財産を守り、安全で安心な社会生活を実現するため、東海豪雨により甚大な被害を受けた庄内川の枇杷島地区狭窄部における特定構造物の改築、矢作川の矢作ダムの洪水調節機能増強とダム下流の狭窄部の河道整備を強力に推進すること。また、豊川における設楽ダム事業、霞堤の対策及び木曽川の新丸山ダムの整備を強力に推進すること。

(4)　激甚化・頻発化する気象災害に対し、流域治水の取組として県管理河川の堤防整備や河道掘削・遊水地整備などのハード対策及び被害の軽減等に資するソフト対策も一体的に支援すること。特に日光川２号放水路を始めとする大規模特定河川事業を促進すること。また、切迫する南海トラフ地震に備えるため、河川・海岸の堤防や水門の耐震化を促進すること。

(5)　土砂災害の被害を軽減するために、砂防関係施設の整備及び既存施設の老朽化対策を促進すること。併せて、既存施設の点検に対する補助制度を創設すること。また、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査について、現行国費率の嵩上げを行い、地方負担を軽減すること。

(6)　緊急的な浚渫等を実施するための緊急浚渫推進事業債について、引き続き必要額を確保すること。

＜利水対策＞

(7)　設楽ダム建設事業については、水源地域の住民への生活再建対策に万全を期すとともに、着実に事業を推進すること。木曽川水系連絡導水路事業については、事業推進に際し利水関係者などに丁寧に対応し、建設工事に早期着手すること。併せて、両事業における事務事業の合理化・効率化により県の財政的な負担の軽減を図り、県内他地域における公共事業の進捗に影響を及ぼさないようにすること。

（背景）

○　強靭かつ持続可能な上下水道事業を目指すため、全国初となる県と市町村が連携した上下水道の一本化（組織の一体化）に向け 2025 年 12 月に「矢作川流域上下水道広域連携協議会」を設立、2026 年 1 月に「豊川流域上下水道広域連携協議会（仮称）準備会」を開催し、引き続き本取組を推進していく。

○　庄内川においては、枇杷島地区狭窄部に位置する 3 橋の特定構造物の改築、矢作川でも、矢作ダムの洪水調節機能の増強やダム下流の鵜の首地区を始めとする河道整備の推進が必要である。また、豊川においては、2023 年 6 月の浸水被害を踏まえ、霞堤の早期対策が必要である。さらに、木曽川においては、流域市町の治水安全度を飛躍的に向上させるため、新丸山ダムの整備推進が必要である。

○　昨年 7 月の大雨では、日光川の洪水を木曽川へ放流する日光川放水路（玉野放水路・祖父江放水路・西中野排水機場）の稼働により、総放流量約 118 万㎥の放流を実施し、流域市町約 14 万人の避難指示基準である氾濫危険水位の超過を防止した。今後も激甚化・頻発化する気象災害に対し、事前防災対策を進める必要がある。特に、日光川や柳生川などの河川において、重点的に進める大規模構造物の整備を促進する必要がある。

○　県土の約 6 割は山地丘陵地であり、重要なライフラインや交通網、市町村役場等が土砂災害警戒区域内に多く立地することから、老朽化対策を含む砂防設備整備を計画的に進める必要がある。また、近年、全国各地で土砂災害が頻発化する中、土砂災害警戒区域等の指定を進め、住民の確実な避難につながるソフト対策も推進する必要がある。

○　設楽ダム建設事業及び木曽川水系連絡導水路事業は、治水・利水対策を進める事業であるが、巨額な事業費を要するため、コスト縮減を始めとする事務事業の合理化・効率化を図る必要がある。また、設楽ダムについては、東三河地域で今年発生した危機的な渇水を始め、度々渇水に見舞われてきた現状を踏まえ、着実に推進する必要がある。併せて、日常生活に不可欠な道路整備など、生活再建対策についても引き続き着実に推進する必要がある。さらに、木曽川水系連絡導水路については、渇水時における安定的な水供給の確保並びに新丸山ダムのハイブリッドダム運用との一体運用による治水機能強化のために必要である。



３６　交通安全対策の推進について

（財務省、内閣府、警察庁、法務省、経済産業省、国土交通省、警察庁）

【内容】

(1)　自動車運転中の「ながらスマホ」行為を防止するため、取締りの推進及び交通安全教育の拡充を図るとともに、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」等を改正し、同行為の罰則強化を図ること。

(2)　2026 年 9 月に施行された改正道路交通法施行令により、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路における自動車の法定速度が引き下げられることについて、効果的な広報啓発活動を推進すること。

(3)　交通事故死者数に占める高齢者の割合が高く、高齢運転者による悲惨な事故も後を絶たないことから、マスメディア等を活用した効果的な広報啓発を一層推進するとともに、安全運転サポート車の普及促進に加え、運転免許証の自主返納、安全運転サポート車限定免許の普及促進等の取組を推進すること。

(4)　自転車の利用者、とりわけ外国人に係る事故件数が増加傾向にあることから、外国人に対し、自転車運転中のながらスマホや酒気帯び運転及び幇助の罰則整備、更には自転車の交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）など、道路交通法の改正による自転車の交通ルールの周知徹底と安全利用に向けた効果的な広報啓発を推進するとともに、乗車用ヘルメットの着用を促進するための措置を講ずること。

(5)　安全・安心な道路交通環境の実現に向け、幹線道路における「事故危険箇所」の事故対策、生活道路における最高速度 30km/h の区域規制と物理的デバイスを組み合わせた「ゾーン 30 プラス」による面的な安全対策、更には通学路等における歩道等の歩行空間の整備を推進するとともに、県等が行う対策の促進を図るため、十分な財政措置及び技術的支援を強化すること。

(6)　誰もが安全で快適に移動でき、かつ、円滑な交通の確保を目指し、歩行空間のバリアフリー化や自転車利用環境等の整備を促進するとともに、高度交通管制システム（ITCS）等高度道路交通システム（ITS）の整備充実を図ること。

（背景）

○　本県における2025年の交通事故死者数は112人で、7年連続で全国ワースト1位を回避したが、2026年に入ってからは、交通死亡事故が多発し、大変厳しい状況となっている。

○　県・県警及び国の機関等が一体となって、第12次愛知県交通安全計画（2026年度～2030年度）を策定し、「2030年までに、交通事故による年間の24時間死者数を100人以下、交通事故重傷者数を550人以下とする」ことを目標としている。

○　2026年7月から「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（自動車運転死傷処罰法）」については、速度や飲酒に関する数値基準が導入されたが、重大な事故を招く恐れがある「ながらスマホ」行為については、「自動車運転による死傷事犯に係る罰則に関する検討会」において議論されたものの、前方不注意等を原因とする死傷事故と同じ「過失運転致死傷罪」にとどまっている。

○　2026年9月から、改正道路交通法施行令が施行され、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられた。

○　本県の交通事故死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数は約5割となっており、また、2025年10月には、名古屋駅周辺の交差点で、高齢者が運転する自動車に歩行者3人がはねられ、1人が死亡する悲惨な事故も起きていることから、高齢者を被害者にも加害者にもさせないための効果的な広報啓発等の推進を図る必要がある。

○　本県では、2021年3月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定して、自転車に係る交通事故の防止や被害の軽減、被害者の保護に取り組んでいるが、本県の自転車乗用中の人身交通事故の件数は増加傾向にあり、とりわけ外国人に係る事故件数が増加傾向にある。

　また、道路交通法の改正により、2024年11月に自転車運転中のながらスマホや酒気帯び運転及び幇助が罰則整備されたほか、2026年4月には自転車の交通反則通告制度（いわゆる青切符）が導入されたが、本県の自転車乗用中の死傷者のうち、その約8割に信号無視や一時不停止等、何らかの法令違反が認められることから、交通反則通告制度による取締りや自転車の交通ルールの周知徹底等を推進する必要がある。

○　過去5年間の自転車乗用中の交通事故死者の59.8%は、頭部の損傷が原因で亡くなっており、乗車用ヘルメットの着用は、人的被害の軽減に有効である。

○　交通事故防止に向けた広報啓発活動等を始めとするソフト事業と、歩車分離式信号、最高速度30km/hの区域規制とハンプ等の物理的デバイスを適切に組み合わせた「ゾーン30プラス」、幹線道路における「事故危険箇所」の事故対策、歩行空間の整備などのハード事業による交通安全対策を推進することが重要かつ喫緊の課題である。

（　参　考　）

◇全国携帯電話使用等に係る使用状況別交通事故数の推移

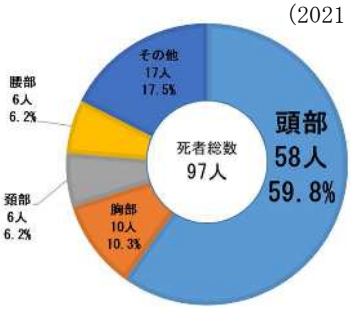


◇愛知県の交通事故死者数の推移



◇愛知県内自転車死者の負傷主部位構成率

（2021年～2025年）



◇愛知県での自転車の人身事故実態

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
全死傷者数	28,748	28,209	29,135	28,963	29,050
自転車死傷者数	5,743	5,798	6,123	6,118	6,260
自転車事故の割合	20.0%	20.6%	21.0%	21.1%	21.5%
自転車死傷者数（外国人）	300	309	338	416	399

３７　安全なまちづくりの推進について

（財務省、警察庁、厚生労働省）

【内容】

(1)　SNS 型投資・ロマンス詐欺を含む特殊詐欺、サイバー犯罪、自動車盗、侵入盗等の予防・検挙、ストーカー、DV、児童虐待等への迅速的確な対応、弘道会をはじめとする暴力団や匿名・流動型犯罪グループ等の壊滅に向けた各種取組の推進及び警察共通基盤システム関連経費に対する所要の財政措置並びに警察官の増員をすること。

(2)　老朽化が進む警察施設の計画的整備に対し、補助金の見直しを図ること。

(3)　犯罪被害者等が必要な支援を受けることができるよう、地方自治体が独自に取り組む見舞金制度等について、財政支援を行うこと。

(4)　犯罪被害者等が心身の被害回復を図るために必要な休暇を取得することができるよう、民間企業における休暇制度の導入促進を図ること。

（背景）

○　県内における刑法犯認知件数は、2022年から増加に転じ、特に、SNS型投資・ロマンス詐欺を含む特殊詐欺が多発し、被害額も前年対比で大幅に増加するなど、県民の安全が確保されているとは言えない状況にある。

こうした特殊詐欺等を敢行する匿名・流動型犯罪グループは、治安対策上脅威となっており、実態解明及び取締りを強化する必要がある。

サイバー犯罪の相談件数についても、過去最多となった 2022 年以降、高水準で推移しており、特殊詐欺の被害金が暗号資産にマネー・ローンダリングされるなど、サイバー空間の匿名性があらゆる犯罪で悪用されている。自動車盗や侵入盗に関しては、組織窃盗グループが暗躍していることから、実行犯の検挙はもとより、その犯行を助長し、又は容易にする犯罪インフラの解明・取締りなど、より高度かつ広範な対策が必要である。

さらに、ストーカー事案及びDV事案の相談等件数、並びに児童虐待事案の認知件数は依然として高水準で推移しており、求められる対応は多岐にわたる。

加えて、暴力団情勢については、六代目山口組と神戸山口組との対立抗争が継続中であり、依然として予断を許さない状況にある。本県は、六代目山口組を事実上支配する弘道会の本拠があることから、対立抗争等がいつ発生してもおかしくない状況にあり、暴力団の存在が県民の大きな脅威となっている。暴力団の弱体化・壊滅を図るためには、暴力団及び暴力団に資金を提供している疑いのある匿名・流動型犯罪グループに対する実態解明及び取締りを徹底するとともに、歓楽街を中心とした暴力団排除活動の強化が必要である。

こうした極めて厳しい情勢下において、本県では、これらの犯罪情勢に対応するため、財政状況が厳しい中、各種捜査資機材の整備を行ってきたが、刑事手続IT化をはじめとする警察共通基盤システムへの移行に伴い、さらに県負担の増加が見込まれる。よって、県民の安全安心を確保するためには、所要の財政措置及び警察官の増員による体制の強化が必要不可欠である。

○　本県の警察施設は全般的に老朽化が著しく、警察署については全体の約7割が築30年以上

となっている。本県においては、財政状況が厳しい中ではあるが、特に災害時において、地域安全の最重要拠点となる警察署が十分な機能を発揮できるよう、計画的な整備を進めていく必要がある。施設整備には補助金を活用しているが、2015年度に供用を開始した愛知県豊田警察署を始め10署の事業費に係る補助金の構成比は約24%となっており、事業費の2分の1を大きく下回っている。

こうした厳しい情勢下において、計画的かつ十分な施設整備を推進するには、補助金対象経費の拡大や補助金単価を市場価格水準まで引き上げるなど、補助金交付水準の見直しを図るべきである。

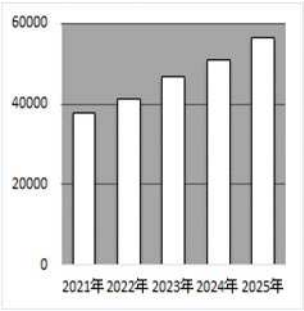
○　本県では、犯罪被害者等がいつ、どの支援機関に相談したとしても、必要な支援が途切れることなく包括的に提供されるよう、県が中核となり支援全体のハンドリングを行う多機関ワンストップサービス体制による支援を2025年4月から実施している。県内では2026年9月末現在、県内54市町村のうち、特化条例を制定している市町村が25、見舞金制度等を創設している市町村が28と、体制整備や支援施策の充実が図られつつあるものの、市町村の規模等によって差があるのが現状である。第5次犯罪被害者等基本計画に基づき、地域間格差を埋めるためには、地方自治体の取組に対する国による支援が必要である。

○　厚生労働省では、事業場等における「犯罪被害者の被害回復のための休暇制度」の導入について普及促進を図っており、本県でも、事業者に対し、当該休暇制度の周知に取り組んでいる。厚生労働省の調査結果（令和7年度）によると、休暇制度の導入率は被害回復事由以外でも利用できるものは5.1%、被害回復事由に限って利用できるものについては0.5%にとどまっていることから、国においては、第5次犯罪被害者等基本計画に基づき、民間企業に対し、休暇制度の導入促進に向けた更なる働き掛けを行う必要がある。

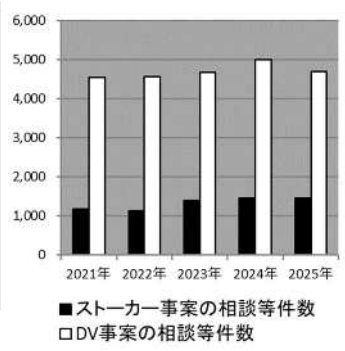
（　参　考　）

◇ 愛知県内の治安情勢

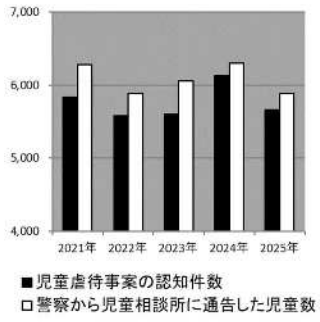
刑法犯認知件数の推移



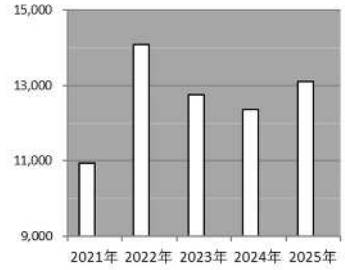
警察におけるストーカー事案・ＤＶ事案の相談等件数の推移



警察における児童虐待事案の認知件数等の推移



警察におけるサイバー犯罪相談受理件数の推移



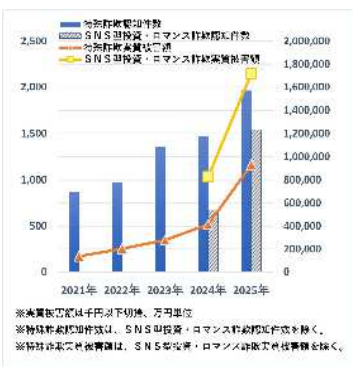
◇愛知県内の犯罪発生状況

主な犯罪の発生件数（2025 年中）
※全国順位はワースト順

犯罪の種別	件数	全国
住宅対象侵入盗	1,321	2位
空き巣	969	2位
忍込み	314	5位
居空き	38	5位
金庫破り	192	1位
事務所荒し	261	1位
出店荒し	613	1位
自動車盗	1,051	1位
部品ねらい	1,796	2位
車上ねらい	1,688	4位
特殊詐欺	1,963	5位
ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺	1,542	1位
刑法犯総数	56,515	3位

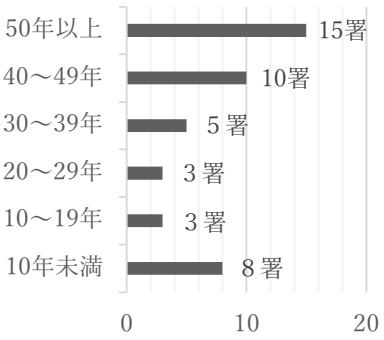
※特殊詐欺は、SNS型詐欺・ロマンス詐欺を除く。

特殊詐欺等発生状況



◇警察施設の経年状況

築年数別の警察署数（44 署（中部空港警察署を除く））（2026 年 1 月 31 日現在）



３８　地方消費者行政に対する支援について

（財務省、内閣府）

【内容】

(1)　市町村の消費生活相談体制を維持できるよう、交付金による安定的かつ十分な財政措置を講じるとともに、自治体が活用しやすいものとなるよう、交付金の補助上限や活用条件等を見直すこと。

(2)　消費生活相談員の担い手確保のため、国において魅力発信を行うとともに、自治体に処遇改善を促す交付金のメニューを創設するほか、消費生活相談員の業務の負担軽減を図るため、AI を活用したシステムの導入など、更なる DX を推進すること。

(3)　広域で活動する悪質事業者に対し、国において行政処分や行政指導を行うとともに、インターネット上の広告について、デジタルプラットフォーム事業者等に対し、悪質事業者の広告出稿を防止するための取組を要請するなど、必要な対策を講じること。

（背景）

○　本県では、国の交付金を活用して、市町村に消費生活センターの設置を積極的に働きかけてきた結果、2014年度の8市から、2017年度には50市町村にまで設置が拡大した。

しかしながら、多くの市町村の消費生活センターは財政基盤が脆弱であり、交付金による財政措置が不十分になると、消費生活相談体制が縮小してしまう恐れがある。

○　交付金のうち、相談員人件費等に活用できる推進事業が、県内全市町村において、2025年度をもって終了する状況にあったが、交付金の見直しがなされ、2025年度交付対象の自治体については、引き続き、2029年度まで同等の支援が受けられることとなった。

さらに、相談員の一部の人件費や担い手確保に活用できるメニューなどが新たに創設されたところであるが、一部メニューに適用される「消費者行政予算（一般財源）が、前年度当初予算と比較して減少していないこと」といった条件など、自治体が活用する上で障壁となるものもある。

○　県及び市町村の相談員については高齢化が進行しており、担い手確保が必要であるが、身分が会計年度任用職員や個人委託であり、処遇面で、新たな人材の確保は難しい状況にある。

このため、相談員の魅力発信や処遇改善を行っていく必要があるとともに、相談員の業務負担の軽減を図るため消費生活相談の更なるDXを進めることも必要である。

DXを図ることで、問い合わせや定型的な相談については、AIを活用したボイスボット

(音声)やチャットボット(テキスト)などで対応し、人的資源を専門性の高い相談や配慮を要する相談者への対応に集中させることが可能となる。

○　広域で活動している事業者に対して、県レベルで対応するのは効果的ではなく、また、点検商法を用いた訪問販売事業者のなかには短期間で活動地域を移転する者もおり、他県に移転されると、県で実施した行政指導や行政処分の効果が薄れてしまう状況にある。

○　近年、ターゲティング広告（※1）等のSNSの広告をきっかけとした消費者トラブルが増加しており、定期購入、偽のインターネット通販サイトのトラブルなどが後を絶たない。また、リスティング広告（※2）等のインターネット上の広告をきっかけとした害虫駆除やトイレの詰まり修理などのレスキューサービスのトラブルも増加している。

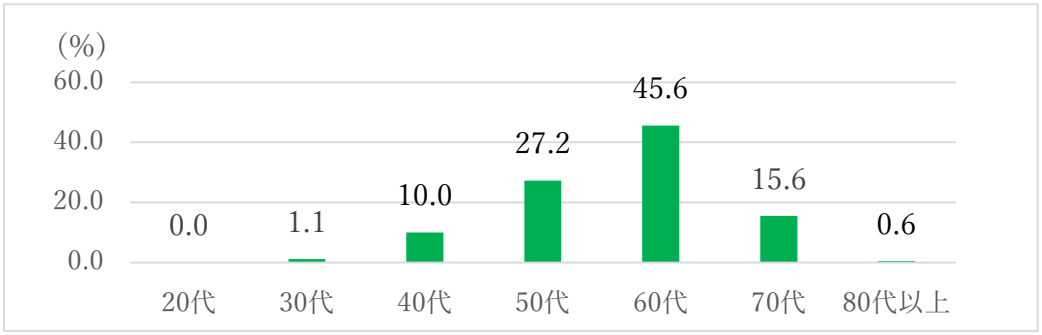
このため、消費者と事業者が接点を持つ入口の対策が重要であり、デジタルプラットフォーム事業者や広告代理店における悪質事業者の広告出稿を防止するための取組が求められる。

※1　ユーザーの閲覧記録などから興味・関心を推測して、ターゲットを絞り込んで配信される広告

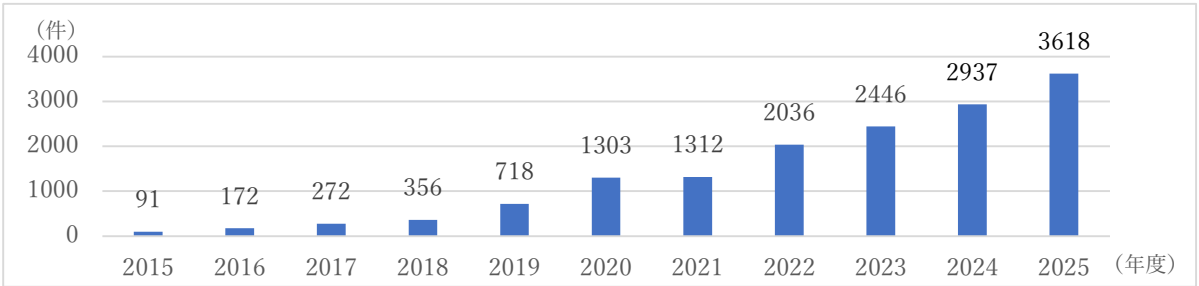
※2　ユーザーが検索したキーワードと連動して表示される広告

（　参　考　）

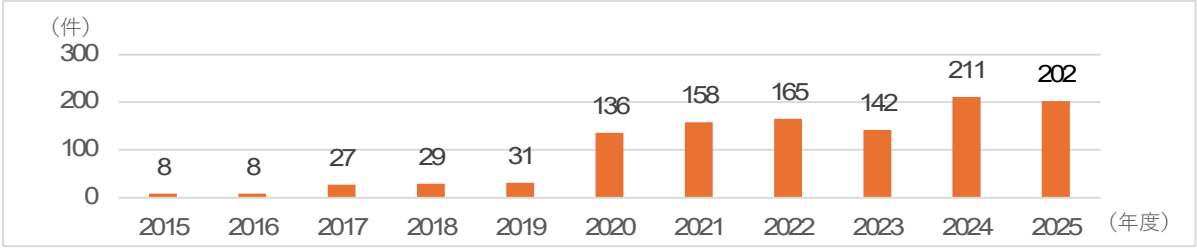
◇県及び市町村の消費生活相談員の年齢構成（2026年4月1日現在）



◇SNSの広告をきっかけとした消費者トラブルに関する相談件数



◇インターネット上の広告をきっかけとしたレスキューサービスに関する相談件数



※相談件数は県及び市町村の消費生活相談件数。2026年8月31日時点の件数